

見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積徴取を行う事項

- (1) 業務名称
東海財務局津財務事務所 総合健康診査業務に関する契約(単価契約)
- (2) 業務場所
受託者健診施設
- (3) 業務概要
総合健康診査に係る業務
- (4) 業務期間
契約締結日から平成31年3月31日まで
- (5) 本件にかかる仕様書等の受領期限
平成30年6月20日 (水曜日) 17時00分まで
「競争参加者資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しを提出する。
- (6) 見積書の提出期限
平成30年6月21日 (木曜日) 17時00分まで
(なお、郵送による見積書の提出は不可とする。)
- (7) 見積合せの日時
平成30年6月22日 (金曜日) 9時00分
(見積合せへの立会いは不要とする。)

2. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

- (1) 平成28・29・30年度財務省競争参加資格審査(全省庁統一資格)において、業種区分

『役務の提供等(その他)』のA、B、C又はD等級

- に格付けされ、「東海・北陸地域」の競争参加資格を有し、責任をもって業務を完了することができる者。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 津財務事務所所在地(津市桜橋二丁目)より概ね半径5km以内に業務実施施設を有し、総合健康診査業務(半日コース)が実施可能な検査機関であること。
- その他の条件については仕様書のとおり。

3. 契約条項等を示す場所及び見積参加申込み

- ① 問い合わせ先 及び 紙による見積書提出先:

東海財務局 津財務事務所 総務課
〒 514-8560 津市桜橋二丁目129番地
電話059-225-7221

- ② 受付場所:

東海財務局 津財務事務所 総務課

見積書の提出を希望する者は、上記1.(5)までに受付場所に「競争参加者資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しを提出し、本件に係る仕様書等を受領しなければならない。
また、上記1.(6)までに受付場所に見積書、「指名停止等に関する申出書」、「確約書」、「誓約書」及び「役員等名簿」を提出すること。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。

4. 契約保証金

全額免除する。

5. 見積の無効

本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積は無効とする。

6. 見積書の記載金額

契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった価格の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

7. 契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

8. 契約書の作成

契約の締結にあたっては契約書を作成するものとする。

9. その他

- (1) 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記1.(5)までに認定を受けなければならない。
- (2) 見積合せ後、契約相手方の商号又は名称及び契約金額を公開する場合がある。

以上公告する。

平成30年6月5日

分任支出負担行為担当官
東海財務局津財務事務所長

黒田 浩二